

病院案内

●介護療養型医療施設のサービス利用料金

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日あたり下記の自己負担額(1割)をお支払い頂きます。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料	801円	911円	1149円	1250円	1341円

さらに、下記のサービス料が加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅱ	.....	6円
※栄養マネジメント加算	.....	14円
※褥瘡管理	.....	5円
※感染対策指導管理	.....	5円
※療養食加算(対象の方のみ)	.....	23円

食事にかかる標準負担額

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
300円	390円	650円	1380円

居住費にかかる負担額

1日
320円

※ ただし、入所後30日以内に限り、上記サービス費が300円割増となります。

※ サービス利用に係る自己負担額(月額)が「市町村民税非課税者等は、24,600円、15,000円」を越えた部分は、高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますのでお尋ね下さい。

〈介護保険給付対象外のサービス〉

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

種類	内容&料金
洗濯	家族が遠方であり頻繁な来院が困難な場合や家族の事情で来院できない方は、ご相談に応じます。その場合は、1回315円(税込)頂きます。
病衣	ご自宅で使用しているのをお持ち下さい。病院でも貸し出しが出来ますが、その場合は、1日53円(税込)頂きます。(50円×日数+消費税 例:50×31日+消費税=1,628円)

※ 利用者の選択によって使用されるテレビ、冷蔵庫等(個人的に使用する機械等)に係る電気代、診断書等の文書の発行に係る費用等お支払い頂く場合があります。

〈利用料の支払い方法〉

利用料の請求は、月1回月初めに出ます。請求後10日以内にいずれかの方法でお支払い下さい。

①窓口での現金払い	
②銀行振込	ご利用の方は受付までお申し出下さい
③口座引落	ご利用の方は受付までお申し出下さい

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)を頂き、サービス提供証明書を発行します。後日市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることが出来ます。

